

東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則 (教授会) 第7条 (略) 2 (略) 3 教授会は、<u>学府又は学部を兼務する教授、准教授及び講師（農学研究院又は農学部を本務とする者を除く。）並びにこその他学府長又は学部長が指名する者をもって組織する。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) 4～11 (略)</p>	<p>本則 (教授会) 第7条 (略) 2 (略) 3 教授会は、<u>次の各号に掲げる者をもって組織する。</u> (1) <u>学府又は学部を主たる兼務先とする教授、准教授及び講師（農学研究院又は農学部を本務とする者を除く。）</u> (2) <u>国立大学法人東京農工大学におけるテニユアトラック制度の実施に関する要項の適用を受けるテニユアトラック教員（農学研究院、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科又は農学部を主たる兼務先とする者を除く。）</u> (3) <u>国立大学法人東京農工大学におけるキャリアチャレンジ教授制度の実施に関する要項の適用を受けるキャリアチャレンジ教授（農学研究院、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科又は農学部を主たる兼務先とする者を除く。）</u> (4) <u>学府長又は学部長が指名する者</u> 4～11 (略)</p>	

附 則 (令和元年11月1日工規則第4号)

この規則は、令和元年11月1日から施行する。